公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会(以下「本会」という。) 定款に定めるもののほか、定款第26条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の出席)

- 第2条 理事及び監事はやむをえない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 2 評議員会は、必要に応じ、事務局職員及びその他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事等の説明、報告)

- 第3条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告 又は議案の説明を求めるものとする。
- 2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に前項の報告又は説明をさせること ができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員 提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は 監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

(質問の説明)

- 第4条 評議員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。
- 2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。
- 3 評議員の監事に対する質問の説明は、監事が行う。
- 4 理事又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒むことができる。
- (1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- (2)説明をするために調査をすることが必要である場合
- (3)説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 質問が重複する場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議 を終了させ採決しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第6条 会長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は理事会及び 評議員会で審議して、会長が定める。

附 即

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月17日 一部改正